

口の障害

1 そしゃくの機能障害の適用範囲について

そしゃくの機能障害(第10級の2)について、認定基準の一部を改正し、明確化を図りました。

「そしゃく機能に障害を残すもの」とは…

固体食物の中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあり、そのことが医学的に確認できる場合をいいます。

◆ 「医学的に確認できる場合」とは…

⇒不正咬合、そしゃく関与筋群の異常、顎関節の障害、開口障害、歯牙損傷（補てつができない場合）等そしゃくができないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあることの原因が医学的に確認できる場合をいいます。

◆ 「固体食物の中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがあり」の例

⇒ごはん・煮魚・ハム等はそしゃくできるが、たくあん、らっきょう、ピーナッツ等の一定の固さの食 物中にそしゃくできないものがあること又はそしゃくが十分にできないものがある場合等をいいます。

2 味覚減退について

「味覚減退」について、今回新たに障害補償の対象としました（第14級）。

判断基準	① 味覚減退が頭部外傷その他顎周囲組織の損傷及び舌の損傷により生じたこと。 ② 濾紙ディスク法における最高濃度液による検査により、基本4味質のうち1味質以上が認知できないもの。
検査を行う領域	舌
検査の時期	療養が終了してから6ヶ月を経過した後

参考1) 基本4味質とは、甘味・塩味・酸味・苦味をいいます。

参考2) 味覚脱失とは、濾紙ディスク法における最高濃度液による検査により、基本4味質すべてが認知できないものをいい、障害等級第12級となります。

